

資料

文スポ・土木・警察常任委員会資料
令和7年(2025年)6月25日
刑事部組織犯罪対策課

令和7年度 6月定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター
経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

(公財)滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成4年3月19日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

研修会やイベント会場等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放県民大会を開催するなどの広報活動、各暴排団体による活動への後援、支援を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者や電話による相談受理、さらに県下各地の公民館等を利用した出張相談所を開設している。

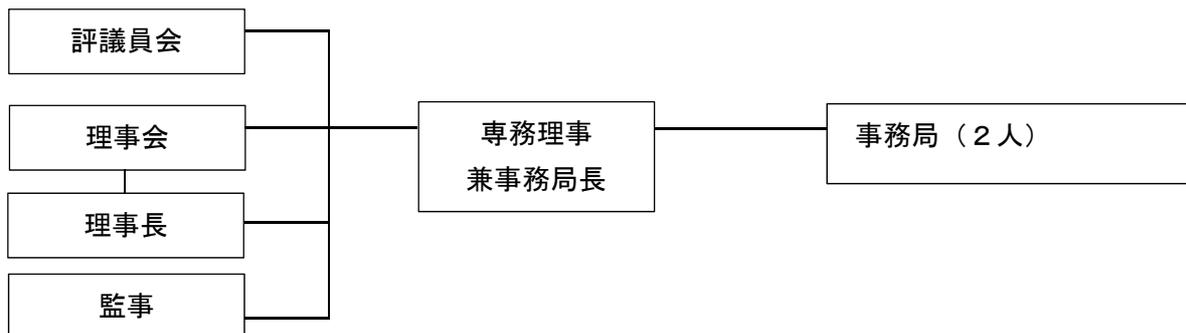
また、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員等による不当要求への対応要領等を指導するために、不当要求防止責任者講習を開催している。令和6年度については22回実施し、受講者は883人であった。

5 出資の状況（令和6年度末）

（単位：千円、％）

区分		出資額	構成比	区分	出資額	構成比
基本 財産等	滋賀県	575,934	76.1	その他		
	市町村	145,000	19.2			
	民間	35,596	4.7		小計	
	小計	756,530	100	合計	756,530	100

6 組織図



7 役員等

役 職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	大道 良夫（滋賀県更生保護事業協会理事長）	
理 事	杉橋 和彦（一般社団法人滋賀県建設業協会相談役）	
理 事	竹谷 均（滋賀県警察刑事部長）	
理 事	松田 千春（滋賀県総合企画部長）	
理 事	安藤 正彰（滋賀県金融機関警察連絡協議会会長代理）	
理 事	伊藤 和彦	○
監 事	西嶋 栄治（滋賀県信用保証協会理事長）	
監 事	畠山 譲治（滋賀県税理士協同組合理事長）	
評議員	野村 昌弘（株式会社野村石材店代表取締役）	
評議員	上村 照代（滋賀県地域女性団体連合会会長）	
評議員	野々口 義信（大津市防犯協会暴力排除推進協議会副会長）	
評議員	江原 昭博（株式会社仁々木相談役）	
評議員	下村 岳生（滋賀県ゴルフ場防犯協会会長）	
評議員	竹内 雅和（さとやま法律事務所代表）	

8 所在地

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟

令和7年度 出資法人経営評価表

(別紙3)

法人名	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
-----	----------------------

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）		R5年度	R6年度	R5→R6増減				
②役員の状況		R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度			
評議員総数		6	6		6			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
理事総数		6	6		6			
	うち県職員（特別職を含む。）	2	2		2			
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
	うち常勤役員数	1	1		1			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
監事総数		2	2		2			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
	うち常勤監事数							
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）							
報酬額・年齢								
	常勤役員の平均年齢							
	常勤役員の平均報酬（年額）（千円）							
	役員の報酬総額（年額）（千円）							
③職員の状況		R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度			
職員総数		2	2		2			
常勤職員		2	2		2			
	プロパー職員	2	2		2			
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
	県等からの派遣職員							
	うち県派遣職員							
	臨時・嘱託職員							
	うち県退職職員（OB）							
非常勤職員								
	うち県派遣職員							
	うち県退職職員（OB）							
プロパー職員の平均年齢		57.0	58.0	1.0	59.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）		2,483	2,866	383	3,007			
職員の給与総額（年額）（千円）		4,967	5,731	764	6,014			
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和7年度当初実数)						1	1	2

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項		目	R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度	備考(R7内訳)
県からの年間収入額	補助金	事業費補助金	1633	2282	649	2300	県補助金（法人事業活動に対する補助金）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料		830	841	11	1115	県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料）
	その他						
合計			2463	3123	660	3415	
年度末残高	県からの借入金						
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。 中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。	○	○	○	関係機関との連携、各種研修会等への積極的参加等により、暴力団情勢を主とした社会情勢を的確に把握し、情勢に応じた各種広報活動、講習等の実施による暴力団排除活動に努めた。 一昨年に引き続き、コロナ禍終息後各種活動については計画通り実施することが出来、目標通りの成果をあげることができた。	各企業においてコンプライアンス意識が高まる中、反社会的勢力の排除を目的として、取引先や顧客に関する情報を求める相談が増加しており、また、企業に限らず社会全体として暴力団排除に係るポスター等も広く活用されている。 新型コロナウイルス終息後は各種行事を計画的に実施している。
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。	○	○	○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
効率性	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。		○	○	昨年度同様、物価高の影響から消耗品の購入価格の値上げ、印刷物の値上げが続く中ではあったが、必要性を見極めて節約に努めた結果、管理費が減少した。 物価高騰等に伴い経常費用は増加したが、基本財産運用による国債の買換えに伴い、利息の収入増、また賛助会費の増加に伴い、経常収益が経常費用を上回った。	経済情勢の不安定な中、昨年と同様に必要性を見極めながら経費削減に努めた結果、管理費率が2期連続で減少した。国債の買換え等により経常収益も令和5年度より上回っているが、経済情勢が不安定であることから、引き続き、暴排活動に賛同する賛助会員の増加、工夫を凝らした経費削減を継続、検討していく必要がある。
	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、2期連続で経常費用を下回った。	○	○	○		
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	欠損金、借入金はいずれも皆無であり、健全性を維持している。	借入金や欠損金、債務超過など経営悪化に繋がるものは全くなく、今後もこの状態を継続していく必要である。
	正味財産期末残高の状況	2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。		○	○		
	累積欠損金の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。 流動比率は、当期は100%以上であった。 流動比率は、当期は100%未満であった。 流動比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
	借入金依存率の状況	当期末において借入金はない。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない 知事・副知事が法人の代表者へ就任している	○	○	○	名誉会長として、県下の暴排業務に功労があった団体、個人への表彰の授与、暴追県民大会への臨席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○	暴対法に則り、警察官OB2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談の受理、不当要求防止責任者講習等の暴排活動を実施している。	暴力追放相談委員として警察OB2名が常駐しているのは、暴対法等に則った条件に適應する人材を従事させているもので、暴追センターの業務内容から考慮しても妥当であることから、今後も継続していくことになる。
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
	県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。	○	○	○	県からの短期貸付金はこれまでから無く、健全性を維持している。	貸付金は皆無である。県財政支出の主となる事業活動を補填する補助金については国債の買換え等により令和5年度の県財政支出を大きく減少していたことから令和6年度は上昇する結果となった。 県財政支出の依存度を下げるため引き続き、寄附金収入増額に努める必要がある。
	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	○	○	○		
	損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算等を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家の指導を受けている。 加えてホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○		
	文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。	○	○	○		
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
	業務監査の実施状況	業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	主事業である広報啓発活動、相談業務、不当要求防止責任者講習を主に、各種暴力団排除活動を継続して実施している。	暴力団排除気運の浸透や高揚を図るため事業を実施しているところであるが、さらに合理化、効率化等を勘案した事業を検討、実施していく必要がある。		
財務に関する事項	現在の収入は、国債等債券の利息、賛助会員からの寄附金、県からの補助金及び委託料となっているが、近年の物価高騰により、これまでの国債等の満期償還時での更新を続けていくことが困難になり、一昨年度は慎重かつ十分な検討の上、低金利であった国債の一部買換を実施、さらに昨年度はこの買換により生じた売却益等により新たに国債を購入し、これにより年間の利息収入が増加した。しかしながら、今後のさらなる物価高騰を見据えて、新規賛助会員の獲得による寄附金収入の増額に努めていく必要がある。	設立当初から今日に至るまで、その業務で借入等負債を抱えて実施したことはなく、収入状況や経済情勢に応じて計画的に事業を遂行しており、令和6年度は国債の買換等による利息収入が増加した。しかし昨今の経済情勢や県補助金等への依存度を縮小するためには、引き続き、経済情勢に応じた国債の運用や賛同する賛助会員の勧誘、経費削減等の自助努力が必要である。		
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	ホームページの開設や不当要求防止責任者講習、各種イベント開催時における啓発活動等の機会を利用して、当県における暴力団排除の重要性を唱えた上での賛助会員の募集活動を実施した結果、会員数、寄附金額ともに前年度を上まわった。しかしながら自助努力を進める上では十分な額とはならないため、今後も <ul style="list-style-type: none"> ・会費未納会員に対する個々の働きかけ ・既存会員に対する口数の増加依頼 ・各種会合等の機会を利用して新規会員の募集 を継続実施していく必要がある。	県の関与の縮小に繋がる賛助会員の拡大については、あらゆる手段により暴追センターの活動を周知してもらい、賛同を得る必要がある。チラシや啓発品についても、既に暴追センターと関わりのある会員等だけでなく、一般県民に対して配布して周知できるよう、あらゆる活動機会を通じて配布している。		
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	賛助会員拡大に向けた具体的な取組内容として、当センターの認知度を高めるために、企業等のホームページに当センターホームページのバナー貼付を依頼し、令和6年度は新たに4社のホームページに貼付した。また巡回相談所開設の案内ポスター掲示箇所について、新たに量販店の店舗4店にポスターを掲示した。その他これまで実施しているとおり、企業等の担当者が集まる不当要求防止責任者講習や各種会合の席において、県下における暴力団情勢を説明した上で、暴排の必要性を唱え、賛助会への入会募集に努めた。		暴追センターの活動を周知してもらうために、ホームページへリンクするためのバナーを登録する企業やポスター等の掲示箇所の増加に努めている。	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標	左の実績
<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員数の拡大 令和3年度末 240件 → 8年度末 290件 ・ポスター掲示箇所 令和4年度から8年度で20件の増加 ・ホームページリンク先企業(バナー貼付) 令和4年度から8年度で25件獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末 254件 → 令和6年度末 261件 ・令和4年度5件、令和5年度4件、令和6年度4件獲得 ・令和4年度5社、令和5年度6社、令和6年度4社獲得 			
総合所見	経済情勢や世界情勢が相変わらず厳しい中、コロナ禍終息後少しずつではあるが賛助会員数、寄附金額が増加傾向にある。引き続き上記施策を積極的に講じながら賛助会員、寄附金額の増加に努めることとする。	各種暴力団排除活動を積極的に実施しながら、情勢に応じた国債の買換えや賛助会への入会募集など工夫を凝らし、県関与縮小に努めている。今後も継続して暴追センターの活動内容を県民に広く積極的にアピールするとともに、自助努力に向けた賛助会員の拡大や情勢に応じた国債の運用等、各種活動について費用対効果が得られるよう随時見直し、検討を実施していく必要がある。		

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター (shiga-boutsui.jp)

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	暴力団排除は依然社会にとって、県民の安心できる生活を維持していく上で必要不可欠のものであり、県（警察）と県民との橋渡しの役割を果たす当センターの役割は重要である。また県の関与の縮小を念頭に「自立性の拡大」に努めているが、平成5年度には新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことから、賛助会員数、寄附金額ともに少しずつではあるが増加に転じており、今後も当法人が存在する必要性を含めた、知名度を上げる各種施策を引き続き実施していく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 ホームページを効率的に活用する。【出資法人】		掲載内容の検討 	リンク先企業の増設 			○ホームページリンク先企業 令和4年度 5社 → 令和8年度 25社 (年5社増設)
2 出張相談所開設事業の充実に向け、広報等周知方法を検討する【出資法人】		相談所開設ポスターの掲示箇所の増設 		効果の検証と改善検討 		○ポスター掲示箇所 令和8年度において、令和4年度からの20件の増加とする
3 賛助会員拡大に向けて、企業等への講習、不当要求責任者講習の席において、継続した暴排の必要性を説明し賛助会員を募る。【出資法人】	講習等の機会ごとに暴排の継続した必要性とセンターの資金の必要性を説明し、賛助会員を募る。 					○賛助会員数 令和4年度 240件 → 令和8年度 290件 (年10件増)
4 賛助会員の拡大に向けて、会員になることのメリットを増やす。【出資法人】		新たなメリットの考案と試行 		効果の検証と改善検討 		
備考						